

## 事業契約書(素案)の変更について

民間事業者からの質問・意見及び事業契約書(素案)公表後における県企業庁内での検討過程を勘案し、事業契約書(素案)を変更するものとする。主要な変更箇所は以下のとおりである。

No.	条	項	号	号	ページ数	主な変更箇所	変更内容
1	1		(1)		1	委員会	新規に定義を追加。
2	1		(2)		1	一時支払金	知多浄水場における平成18年度末の出来形部分にかかる一時支払金についての記載事項を変更。
3	1		(7)		1	運営開始予定日	定義を一部修正。
4	1		(8)		1	応募企業	新規に定義を追加。
5	1		(9)		1	応募グループ	新規に定義を追加。
6	1		(11)		1	確認	定義を一部修正。
7	1		(40)		3	生活環境影響調査	新規に定義を追加。
8	1		(54)		4	配管	定義を一部修正。
9	1		(55)		4	排出事業者	新規に定義を追加。
10	1		(60)		4	法令等変更	定義を一部修正。
11	6	1			5	平成25年度以降の脱水処理施設等の設計・建設業務	「6月末」を「7月末」に変更。
12	6	2			5	〃	「7月末」を「8月末」に変更。
13	6	3			5	〃	「6月末」を「5月末」に変更。
14	6	4			6	〃	第二文を追加。
15	11	3			7	知多浄水場における事業用地の使用	「用地造成のための」を「場内整備に関する」に変更。
16	13	2			7	事前調査	第二文を追加。
17	15	6			8	設計の変更	第一文を一部修正。
18	16				8	本事業に直接関係する法令等変更による設計変更	本条を「本事業に直接関係する」法令等変更による設計変更にかかる規定とした。
19	20	1			10	第三者への委託等	第一文を一部修正。
20	23	4			11	脱水処理施設等の建設業務に伴う周辺調整及び住民対応	第二文の県企業庁が費用負担する規定の内容を修正。
21	26	3			12	中間確認	第3項を追加。

No.	条	項	号	号	ページ数	主な変更箇所	変更内容
22	28	3			13	工事完工の遅延による費用等の負担	第一文を変更。
23	29	2			13	工事の中断	第二文について「90日以上」を「当該協議開始日から90日以上」に変更。
24	29	3			13	〃	第3項を追加。これに伴い、旧第3項を第4項に変更。
25	34	2			15	脱水処理施設等の引渡し	知多浄水場については、平成18年度に出来形確認を行ったうえで相応の一時支払金を支払う規定としたため、第2項の表現を削除。
26	40				17	建設等に係る規定の準用	第34条を準用させるよう変更。
27	41	2			17	脱水処理施設等の運営及び維持管理	第一文を変更。
28	44	1			18	脱水処理施設等の運営・維持管理業務体制の整備	知多浄水場について、「更新後運営開始予定日の7日前までに」を「第31条第7項に規定する完成届の提出までに」に変更。
29	47	1			19	運営・維持管理業務の第三者の使用	第一文を一部修正。
30	48	3			19	運営開始の遅延による費用等の負担	第一文を変更。
31	52				21	汚泥の引き抜き	第3項を一部修正。及び第4項を追加。
32	66	1			26	脱水処理施設等の状態の検査	表現を一部修正。
33	66	2			26	〃	(経年変化に伴う損傷を除く。)という記載を追加。
34	67	2			26	本事業終了に際しての措置	第三文を一部修正。
35	68	3	(4)		28	事業者の債務不履行による契約終了	「買い取ることができる」を「買い取るものとする」に変更。
36	69	2	(1)	(a)	29	県企業庁による任意解除	第一文を一部修正。
37	69	2	(1)	(b)	29	〃	当該条文を新規に追加。
38	69	2	(1)	(c)	29	〃	第一文を一部修正。及び第三文を新規に追加。
39	69	2	(2)	(a)	29	〃	第一文を一部修正。
40	71	2			30	保全義務	第71条第2項を追加。
41	75	2			31	法令等変更による契約の終了	「買い取ることができる」を「買い取るものとする」に変更。及び第二文を追加。
42	79	2			32	不可抗力による契約の終了	第三文を一部修正。

No.	条	項	号	号	ページ数	主な変更箇所	変更内容
43	79	3			33	"	「買い取ることができる」を「買い取るものとする」に変更。及び第二文を追加。
44	84	2			35	権利義務の譲渡等	「事業者の合併」を「協力会社の変更」に変更。
45	95				37	融資機関との協議	第95条を新規に追加。
46	別紙 9		1		49	サービス購入料の構成	図表 9 - 1 を一部修正。
47	別紙 9		2	(1)	50	一時支払金	「ア 知多浄水場における一時支払金の支払い手続き」を新規に追加。
48	別紙 9		2	(2)	52	割賦支払金	「エ 割賦支払金の支払い手続き」を新規に追加。
49	別紙 9		3	(1)	53	運営・維持管理業務に係る対価の支払い手続き	当該規定を新規に追加。
50	別紙 9		3	(3)	53	用役費	電気使用料金、下水道使用料金についての精算の方法について具体的に規定。
51	別紙 1 0		2		55	上野浄水場（平成21年度工事）における設計・建設業務に係る対価の改定	当該規定を新規に追加。
52	別紙 1 0		5	(2) (3)	56	改定対象とする価格指数	「C B」に関する規定を修正。
53	別紙 1 1		2	(1)	60 61	運営・維持管理業務等に係る対価の減額等の考え方	図表 1 1 - 2、1 1 - 3 を一部修正（～ については減額措置、については支払停止）。
54	別紙 1 1		2	(2)	62	減額等の方法	「ア 異常濃度のろ液が返送されている場合」、「イ 汚泥受入停止」、「ウ 脱水設備等の能力に係る要求水準未達成」それぞれについての減額等の方法を規定。
55	別紙 1 1		2	(2)	65	"	「エ 脱水ケーキの不法投棄又は最終処分場等への埋め立て」の第一文を一部修正。 また、（ア）の第一文について、「サービス購入料全額」を「運営・維持管理業務等に係る対価」に変更。及び、第二文の「契約を解除する」を「契約を解除できる」に変更。
56	別紙 1 3				69	土地使用貸借契約様式	第2条及び第11条の条文を一部修正。
57	別紙 1 4		2	(3)	73	県企業庁が支払う脱水ケーキの再生利用業務に係る対価	脱水ケーキの再生利用業務に係る年間対価の計算は、3 浄水場合計と知多浄水場単独でのそれぞれで行う旨の規定を追記。
58	別紙 1 4		2	(4)	75	脱水ケーキの再生利用業務に係る対価の支払い方法	当該事業年度の脱水ケーキ発生予測量（t-ds/年）の設定方法を明記。
59	別紙 1 7				80	関係者協議会における協議事項	「設計変更に伴うサービス購入料の改定について」を追加。